A 5.1.2 基準　認定された団体の権限

1　権限のある機関は、第5.1.2規則1の規定に基づく認定のため、関係する団体の能力及び独立性を検討し、並びに当該団体に与えられる権限の対象となる活動を行うために必要な範囲内で、当該団体が次のことを証明したか否かについて決定する。

(a) 当該団体がこの条約の関連する側面についての必要な専門知識及び船舶の運航（船舶において労働する船員に関する最低限の条件、雇用条件、居住設備、レクリエーション用の設備、食料及び料理の提供、災害の防止、健康の保護、医療、厚生並びに社会保障による保護を含む。）に関する適当な知識を有していること。

(b) 当該団体がその職員の専門知識を維持し、及び最新のものとする能力を有すること。

(c) 当該団体がこの条約上の義務並びに適用可能な国内法令及び関連する国際文書についての必要な知識を有すること。

(d) 当該団体が与えられる権限の種類及び程度に相応する適当な規模、構成、経験及び能力を有すること。

2　検査に関して与えられる権限は、少なくとも、認定された団体が船員の労働条件及び生活条件について特定した不備の是正を要求し、並びにこの点に関して寄港国の要請により検査を行う権限を含むものとする。

3　加盟国は、次のことを行う。

(a) 認定された団体が行う業務の妥当性を確保するための制度であって、全ての適用可能な国内法令及び関連する国際文書に関する情報の提供を含むものを構築すること。

(b) 認定された団体と連絡を取り、及び認定された団体を監督するための手続を定めること。

4　加盟国は、自国のために活動する権限を与えられた認定された団体の現行の一覧表を国際労働事務局に提供し、及びこの一覧表を常時更新する。当該一覧表には、認定された団体が行う権限を与えられた任務を明記する。同事務局は、当該一覧表を公に利用可能なものとする。

B 5.1.2 指針　認定された団体の権限

1　認定を求める団体は、満足すべき質の役務を適時に提供することを確保するための技術上、運営上及び管理上の能力を証明すべきである。

2　権限のある機関は、団体の能力を評価するに当たり、当該団体に関して次のことが認められるか否かを判断すべきである。

(a) 適当な技術職員、管理に係る職員及び補助職員を有していること。

(b) 要求される役務を提供するために十分な資質を有する専門職員を有し、かつ、当該専門職員の構成が適切な地理的範囲を代表するものとなっていること。

(c) 満足すべき質の役務を適時に提供することができることを証明したこと。

(d) 当該団体がその運営について、独立性及び透明性を有していること。

3　権限のある機関は、権限を与えるために認定する全ての団体と書面による合意を締結すべきである。当該合意には、次に掲げる要素を含めるべきである。

(a) 適用範囲

(b) 目的

(c) 一般的な条件

(d) 与えられる権限に基づく任務の遂行

(e) 与えられる権限に基づく任務の法的根拠

(f) 権限のある機関に対する報告

(g) 権限のある機関が認定された団体に対して与える権限の詳細

(h) 権限のある機関が認定された団体に委任された活動について行う監督

4　加盟国は、認定された団体に対し、当該認定された団体が検査員として雇用する職員の知識及び専門性を適時に更新することを確保するため当該職員の資格に係る制度を構築することを要求すべきである。

5　加盟国は、認定された団体に対し、当該認定された団体がその役務の対象となる事項について要求される基準を達成したことを証明することができるよう、自らが行った役務の記録を維持することを要求すべきである。

6　加盟国は、A5.1.2基準3(b)に規定する監督するための手続を定めるに当たり、国際海事機関の枠組みにおいて採択された主管庁に代わって活動する団体への権限の付与に関する指針を考慮に入れるべきである。

第5.1.3規則　海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書

1　この規則の規定は、次の船舶に適用する。

(a) 国際航行に従事する総トン数五百トン以上の船舶

(b) 加盟国を旗国とし、かつ、他の国の港から又は他の国の国内の諸港間を運航する総トン数五百トン以上の船舶

この規則の規定の適用上、「国際航行」とは、一の国から国外の港に至る航行をいう。

2　この規則の規定は、加盟国に対する船舶所有者の要請により、当該加盟国を旗国とする船舶であって1の規定の適用を受けないものについても、適用する。

3　加盟国は、自国を旗国とする船舶に対し、当該船舶における船員の労働条件及び生活条件（4に規定する海上労働遵守措置認定書に記載される継続的な遵守のための措置を含む。）について検査を受けたこと及びこの条約を実施するための国内法令その他の措置の要件を満たすことを証明する海上労働証書を備え、及び維持することを要求する。

4　加盟国は、自国を旗国とする船舶に対し、船員の労働条件及び生活条件に関してこの条約を実施するための国内的な要件を明記し、及び当該船舶において当該要件の遵守を確保するために船舶所有者がとる措置を記載した海上労働遵守措置認定書を備え、及び維持することを要求する。

5　海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書は、規範に規定する様式に合致するものとする。

6　加盟国の権限のある機関又は正当に権限を与えられた認定された団体は、検査を通じて、自国を旗国とする船舶がこの条約の基準を満たし、又は引き続き満たすことを確認した場合には、その旨の海上労働証書を発給し、又は更新し、及び当該海上労働証書の公に利用可能な記録を維持する。

7　検査し、かつ、承認しなければならない事項の一覧表を含む海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書に係る詳細な要件は、規範A部に規定する。

A 5.1.3 基準　海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書

1　海上労働証書は、権限のある機関又は正当に権限を与えられた認定された団体が、五年以下の期間について、船舶に対して発給する。海上労働証書の発給に先立ち、船舶における船員の労働条件及び生活条件に関してこの条約上の義務を履行するための国内法令その他の措置を満たすことを検査し、及び承認しなければならない事項の一覧表については、付録A五―Iに掲げる。

2　海上労働証書の効力は、この条約を実施するための国内的な要件の継続的な遵守を確保するために、権限のある機関又は正当に権限を与えられた認定された団体による中間検査の対象となる。中間検査を一回のみ行う場合において、海上労働証書の有効期間が五年であるときは、当該中間検査は、当該海上労働証書の二回目の検査基準日と三回目の検査基準日との間に行う。検査基準日とは、海上労働証書の有効期間の満了の日に対応する各年の日をいう。中間検査の範囲及び程度は、海上労働証書の更新のための検査と同等のものとする。海上労働証書は、中間検査の結果が満足すべきものであった場合には、裏書する。